

佐渡市町村合併協議会会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、佐渡市町村合併協議会会議(以下「会議」という。)の傍聴について必要な事項を定める。

(傍聴人の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第3条 会議の一般傍聴人の定員は、会場の規模に応じて調整する。

(傍聴の手續)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴受付簿(様式第1号)に住所、氏名を記入の上、傍聴証(様式第2号)の交付を受けるものとする。

2 傍聴証は、会議開催予定時刻の15分前から傍聴受付簿の順に交付する。ただし、傍聴希望者が前条で定める定員を超える場合は、くじにより定めた者に対して傍聴証を交付し、傍聴人を定めるものとする。

(傍聴証の返還)

第5条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終えて退場しようとするときは、これを返還するものとする。

(会場に入ることができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、会場に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、映写機、写真機の類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することにつき協議会の会長の許可を得た者は除く。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の類を携帯している者
- (6) 下駄、木製のサンダルの類を履いている者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者
- (8) 異様な服装をしている者
- (9) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
 - (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を揚げる等示威的行為をしないこと。
 - (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
 - (5) みだりに席を離れないこと。
 - (6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
 - (7) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第 8 条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第 9 条 傍聴人は、すべて協議会事務局職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第 10 条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第 11 条 傍聴人がこの規定に違反するときは、会長はこれを制し、その指示に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 15 年 1 月 7 日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

平成 年 月 日

佐渡市町村合併協議会会議傍聴受付簿

受付番号	氏名	住所	傍聴証番号

様式第2号(第4条関係)

<p>傍 聴 証</p> <p>第 号</p> <p>佐渡市町村合併協議会</p>
